

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他
当機構ホムペー ジ (契約に 関係する情報) に「国立研究開発法人水産研究・教育機構に、
が行う契約に係る機 構の 情報提供及び 理解の 目的と 情報公開の 趣旨を 説明し、 締結に 関係する 情報に 対し、 必要に応じて 公表の 旨を 説明し、 締結に 関係する 情報に 対し、 必要に応じて 公表の 旨を 説明し、 締結に 関係する 情報に 対し、 必要に応じて 公表の 旨を 説明し、

10. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国よ り示され た「研究機 関におけ る公的研 究費の管 理・監査 のガイド ラインに (実施基準) 』(平成 19年 2月15日 閣議決定) 沿って、 取引先 の皆様 に「国立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 の 公 的 研 究 費 の 管 理 ・ 監 査 の ガ イ ド ラ イ ン に 関 する 誓 約 書 の 提 出 について」(URL: http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf) をご 理 解 いた だき、 一定 金 額 以上 の 契 約 に 際 し て、 当 該 注 意 事 項 を 遵 守 す る 旨 の 「 誓 約 書 」 の 提 出 を お 願 い し て い ます。 公 的 研 究 費 の 不 正 防 止 に 関 する 注 意 事 項 (① 公 的 研 究 費 の 不 正 防 止 に 関 する 誓 約 書 の 提 出 につ い て、 ② 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 の 公 的 研 究 費 の 管 理 ・ 監 査 の ガ イ ド ラ イ ン に 関 する 誓 約 書 の 提 出 につ い て、 ③ 誓 約 書) は、 1 箇 所 に 1 回 提 出 し

用 船 仕 様 書

1. 調 査 名 スケトウダラ卵・仔魚分布調査

2. 調査目的・概要

我が国周辺水域における水産資源の回復と持続的利用を図るために必要な科学的基礎となる主要魚種の資源評価の的確な実施に資する資源評価調査の一環として、北海道太平洋海域（道南海域～道東海域）におけるスケトウダラ卵・仔魚の分布状態、及び海洋環境を把握する。

3. 調 査 内 容

① 海洋観測（観測回数 第1次航海・・・約 80 回、第2・3次航海・・・約 100 回、日中～夜間）

表面水温の計測、表面水の採取。メモリー式CTD等を用いた各層水温・塩分の測定（水深約 20～500m）。機器取付とウィンチ操作は乗組員が行い、取得したデータの読出整理は調査員が行う。本調査で使用するメモリー式CTD（株式会社JFEアドバンテック製 リンコープロファイラー 型番 ASTD-153）等の観測機器は、当機構が用意する。

② プランクトン採集（曳網回数 第1次航海・・・約 100 回、第2・3次航海・・・約 120 回、日中～夜間）

リングネット（口径 80cm、重量約 20kg、目合 0.6mm、重鎮 10kg）鉛直曳きによる、魚卵・仔魚を含むプランクトンの採集（水深約 20～500m）。ワイヤーの上げ下げは SLOW（約 0.5m/s）とする。リングネットの観測用ウィンチへの取付、及び操作等は乗組員が行う。本調査で使用するリングネットは当機構が用意する。

③ その他調査（全航走中）

調査時間帯の気象、及び調査船の位置、行動をブリッジにおいて記録用紙に記載する。記録用紙の記載は乗組員が行う。記録用紙は当機構が用意する。

4. 調査必要装備（本調査を実施可能な機能を有し、用船期間中に使用可能な状態（精密機器の校正等含む）で本船に整備されていること。）

① 観測用ウィンチ 1 台

上記 3. ①及び②調査用（メモリー式CTD及びリングネット用。同調査で同時に使用しないため、兼用可能）

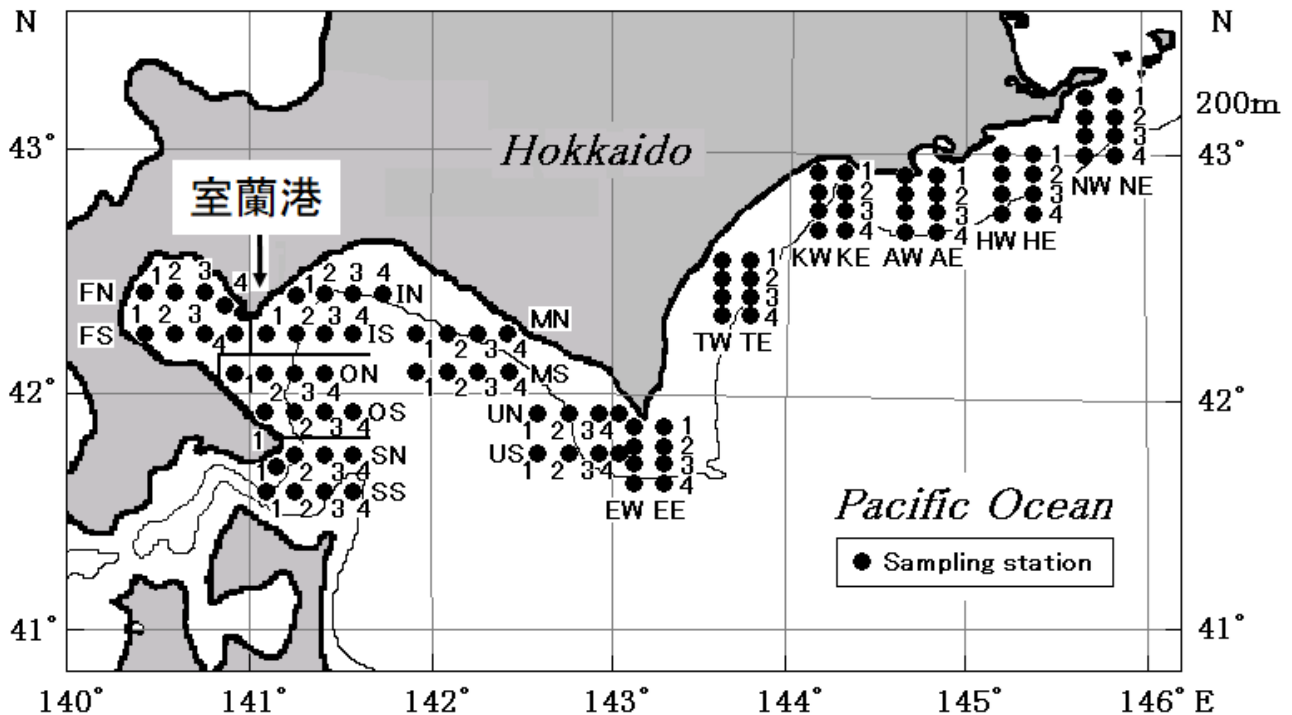
② 冷凍設備 0.5 m³

サンプルを保存するため、冷凍温度－20℃以下の温度設定可能、及び上記容積を確保した冷凍設備を有すること。なお、冷却システム等は問わないものとする。

5. 総 ト ン 数 400～700トン
6. 乗船調査員数（同時期に乗船する最大調査員数）：5名
7. 用 船 期 間 平成31年1月8日～平成31年3月14日
（但し、H31.1.18～H31.2.4、H31.2.15～H31.3.4の期間を除く）
8. 運 航 予 定
- 第1次航海
- | | | | |
|-----|----|----|-------------------|
| 31. | 1. | 8 | 用船開始、調査機材等搬入（室蘭港） |
| 31. | 1. | 8 | 室蘭港出港 |
| 31. | 1. | 17 | 室蘭港入港 |
| 31. | 1. | 17 | 調査機材等搬出（室蘭港）、用船解除 |
- 第2次航海
- | | | | |
|-----|----|----|-------------------|
| 31. | 2. | 5 | 用船開始、調査機材等搬入（室蘭港） |
| 31. | 2. | 5 | 室蘭港出港 |
| 31. | 2. | 14 | 室蘭港入港 |
| 31. | 2. | 14 | 調査機材等搬出（室蘭港）、用船解除 |
- 第3次航海
- | | | | |
|-----|----|----|-------------------|
| 31. | 3. | 5 | 用船開始、調査機材等搬入（室蘭港） |
| 31. | 3. | 5 | 室蘭港出港 |
| 31. | 3. | 14 | 室蘭港入港 |
| 31. | 3. | 14 | 調査機材等搬出（室蘭港）、用船解除 |
9. 調 査 海 域 北海道太平洋海域（道南海域～道東海域）

10. 調査海域図

第1次航海、第2次航海、及び第3次航海



調査の順番は、調査海域南西側（津軽海峡側）から時計回り、その後は調査海域の東側へ向かって実施することが多い。（例：SS4→SS3→・・・→US4→・・・→NE3→NE4）
また、各調査の解除は、重要水域である OS・ON、FS・FN、及び IS・IN 調査点付近となる（2回目の観測を実施するなどのため）。

11. 担当研究所 北海道区水産研究所

12. その他

- ① 詳細については担当職員の指示に従うこと。
- ② 運航にあたっては、第三者所有漁具等への事故が発生しないよう細心の注意を払うものとする。なお、運航に関する事項については、本仕様書に定めるもののほか別添「漁業調査船に関する用船仕様書」によるものとする。
- ③ 用船契約期間中に消費した燃油は、当機構が別途供給するものとする。